

商品 CFD 取引 取引ガイド
契約締結前交付書面

2013 年 10 月

ドットコモディティ株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、当社とお客様が商品 CFD 取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

当社が取扱う『商品 CFD 取引』（Contract For Difference：差金決済契約）は、商品取引所のような特定の市場が存在しない店頭取引（OTC：Over The Counter）であり、商品先物市場における取引のいずれにも該当しない店頭商品デリバティブ取引です。

また、当社が取扱う商品 CFD 取引は、当社とお客様との取引契約、および当社とカバー先業者との取引契約となり、お客様とカバー先業者が直接取引契約等の契約関係になることはありません。

なお、商品 CFD 取引は、預託すべき証拠金の額に比べ大きな金額でのお取引であるため、相場変動によっては損失が生ずるリスクを有しており、その損失は証拠金の額を上回ることもあり得ます。

こうした相場変動リスク以外にもシステム障害の発生リスク、当社およびカバー先業者の信用リスクにより損失が生ずるリスクがあります。お取引を開始するにあたっては、商品 CFD 取引の仕組みやリスクについて、十分ご理解をしていただき、お客様のご資金およびお取引経験を考慮したうえで、ご自身の判断と責任においてお取引を行なって下さい。

ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認いただき、商品 CFD 取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において、お取引ください。

目 次

重要事項	4
1. 本取引の概要	9
取引の方法	
金利調整額	
価格調整額	
2. 本取引の手続き	11
3. 証拠金について	12
証拠金の事前預託	
証拠金の追加差し入れ	
取扱通貨	
4. 取引手数料について	13
5. 注文について	13
6. 入金・出金・振替	14
入金	
出金	
出金可能額	
国内商品先物口座から本取引への証拠金振替	
本取引口座から国内商品先物口座への証拠金振替	
7. 契約終了の事由	15
8. 租税の概要	16
9. 本取引業における禁止行為について	16
10. 当社の本取引業の概要	17
11. 当社の概要	17
12. 個人情報の収集および利用目的	18
13. 本取引に関する主要な用語	18

重要事項

当社が取扱う商品 CFD 取引（以下、「本取引」という）は、お客様が当社に預託される証拠金の元本が保証されるものではありません。また、本取引はさまざまなリスクがありますので、以下そのリスクの概要をご説明いたします。

1. 【本取引について】

当社が取扱う本取引は、海外の商品取引所に上場している商品価格および SPOT(スポット)商品価格を指標とし、その指標に基づき当社が提示した価格にて、お取引して頂きます。従いまして、当社が提示した価格は、海外の商品取引所に上場している商品および SPOT(スポット)商品価格を反映していますが、海外の商品取引所に上場している商品および SPOT(スポット)商品の取引価格をもって約定するというものではありません。

指標とする商品取引所

COMEX/Commodity Exchange Incorporated New York

(コメックス/ニューヨーク商品取引所)

NYMEX/ New York Mercantile Exchange, Inc

(ナイメックス/ニューヨーク・マーカンタイル取引所)

CME/Chicago Mercantile Exchange

(シーエムイー/シカゴ・マーカンタイル取引所)

ICE/Intercontinental Exchange

(アイス/インターコンチネンタル取引所)

2. 【電子取引システムの利用リスク】

電子取引システムは、当社、カバー先業者、またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害あるいは電子取引システムそのものの障害等、様々な原因で一時的または一定時間にわたり利用できない状況が起こる可能性があります。また、何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合、一切の注文等の取引が行うことができないリスクがあります。電子取引システム上で表示される価格が瞬時に表示されず、価格表示が遅延する可能性があります。

3. 【価格変動リスク】

本取引は、海外の商品取引所に上場している商品価格および SPOT(スポット)商品価格を指標とし、その指標に基づき当社が提示した価格にて行なう取引であるため、本取引の価格変動によりお客様に損失が生ずるリスクがあります。従いまして、お客様が当社に預託される証拠金の元本または取引による利益が保証されるものではなく、証拠金の元本割れもしくは元本を上回る損失が生ずる可能性があります。また、本取引には値幅制限がありません。急激な価格変動により、意図しない損失が生ずる可能性があります。

4. 【レバレッジによるリスク】

本取引は、レバレッジにより通常の取引に比べ大きなリスクが伴います。実際のお取引金額に比べて投資元本である証拠金の額は小さいため、相対的に大きな建玉を持つこととなり、小さな価格変動でもお客様の損益が大きく変動することになります。そのため、価格変動によるお客様の損失を限定するため、お客様が保有する一部または全部の建玉を決済するか、あるいは追加の証拠金を預託して頂くことが必要となる場合もあります。

注) 2011年1月1日に施行された「商品先物取引法」(以下、「商先法」といいます。)の完全施行に伴い2011年7月7日より、商先法施行規則第103条第5項に基づき、取扱商品全てにおいて、「レバレッジ20倍以下の規制」の適用が義務付けられました。

5. 【ロスカットルールのリスク】

本取引では、お客様の損失拡大を防ぐため、以下のロスカットルールを定めています。

① アルタイムロスカット

お客様の実質証拠金(実質証拠金とは、お客様から預託された証拠金の額に評価損益を加味した額です。)が必要証拠金(取引の際に必要な証拠金額)の25%以下となった場合、お客様のすべての建玉を決済すべく決済注文を執行いたします。ロスカットルールは、預託された証拠金額の25%の確保を保証するものではなく、当社が執行した決済注文の約定価格により変動する可能性があります。また、土曜・日曜日をはさむ週末はリスクが大きくなり、大きな価格変動により、預託された証拠金の額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスになる可能性もあります。

②定時ロスカット

2011年1月1日に施行された「商品先物取引法」（以下、「商先法」といいます。）の完全施行に伴い2011年7月1日より、商先法施行規則第103条第1項20号に基づき、リアルタイムロスカットに加え定時ロスカットを適用することに致しました。

「定時ロスカット」とは、ある一定の時刻（当社では日本時間の18時時点）に実質証拠金が必要証拠金を下回っている場合、自動的に全建玉を決済します。

注）ロスカット前にお客様への通知はございませんので、ご自身の判断で建玉に対するリスク管理を行って下さい。

6.【取引・注文執行リスク】

注文執行条件により、損失を限定させるための逆指値注文について、価格が一方向にかつ急激に変動する場合など、思わぬ急激な変動により、当該逆指値注文が有効に機能しないことがあります。お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図しない損失が生ずる可能性もあります。

また、過誤による無効な価格レート（以下、「インバリッドレート」という）の発生後、誤って注文執行され約定がなされた場合、当該注文の取消しあるいは修正が行われます。インバリッドレートの発生により意図しない損失が生じる可能性があります。

7.【流動性リスク】

本取引では、常に高い流動性を確保しておりますが、急激な流動性の低下により、お客様の決済による注文を執行することや新たな注文を執行することができない可能性があります。また、当社が提示する売値（お客様にとっての買値）と買値（お客様にとっての売値）提示にはスプレッドがあり、流動性の低下もしくは相場の急変によってはスプレッドの幅が広がる可能性があります。

8.【カントリーリスク】

各国における政治・経済・社会情勢の変動、テロ等により、価格の算出基準となる商品取引所での価格提示ができないことにより、価格を算出することができなくなります。この場合、お取引に支障がでる可能性があります。また、重要な経済指標の発表や要人の発言により大きな相場変動が発生することにより、お取引が困難または不可能になる可能性もあります。

9. 【信用リスク】

本取引は店頭商品デリバティブ取引であり、当事者間の契約に基づいて取引を行なっているため、取引の相手方の信用状況に対するリスクがあります。従って、お客様は当社の信用状況に対するリスクが生じるおそれがあります。

10. 【カバー先業者のリスク】

本取引は店頭商品デリバティブ取引であり、取引所取引とは異なり相対によって取引されます。カバー先業者の財務状況等の悪化や倒産した場合には、取引価格の提示ができなくなることや注文執行等を行うことができなくなる可能性があります。また、財務状況等の悪化の懸念や予期せぬ不測の事態が発生したと当社が判断した場合においても取引を停止する可能性があります。なお、カバー先業者が経営破綻等に陥った場合や当社がカバー先業者と取引を停止した場合、お客様にとって不測の損失が生じる可能性があります。

《カバー先業者について》

当社は、2013年6月3日よりジーエフティ グローバルマーケッツ ユーケイ リミテッドをカバー先業者として選定いたしました。

➤概要

GFT Global Markets UK Ltd

(ジーエフティ グローバルマーケッツ ユーケイ リミテッド)

**Canary Wharf 34th Floor (CGC34-03) 25 Canada Square London E14 5LQ
United Kingdom**

(英国 ロンドン市カナリーワーフ 25 カナダスクウェア (CGC34-03) 34階)

CEO Simon Mansell

(CEO サイモンマンセル)

➤監督官庁：Financial Conduct Authority (英国 金融行為機構)

11. 【財産の管理方法および信託保全上のリスク】

お客様から預託を受けた証拠金は、日証金信託銀行にて当社の資金とは分別して管理をしています。日証金信託銀行と金銭信託契約を締結し信託保全を導入することで、万一当社が破綻した場合、分別管理を行っている信託財産については、信託契約の受益者代理人（社外弁護士）を通じてお客様に返還されることとなります。

なお、日証金信託銀行との信託契約では、要保全額（有効証拠金額）の計算基準日を毎日（銀行休業日を除く）算出し、実際に保全している額が要保全額に対して不足している場合、基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に追加信託を行います。当社でお客様からお預りした証拠金が信託されるまでは、一定のタイムラグがあります。その間は P.12 に記載した銀行口座で管理されることとなり、信託の保全が及びません。

《信託保全先》

当社が信託保全先としております日証金信託銀行は、日本証券金融株式会社（東証一部）を親会社（100%出資）とする信託銀行です。

12. 【クーリング・オフの適用について】

注文の成立後、その注文の契約の解除「クーリング・オフ」はできません。

13. 【その他の特別なリスク】

本取引では、常に高い流動性を確保し、お客様の注文執行内容が当社提示価格に対して理論上約定が可能な場合、「約定」を成立させます。

ただし、商品取引所に上場している商品価格が激しく乱高下する等により、商品取引所にて特別な措置が講じられた場合、カバー先業者の判断により、本取引における「約定」注文が取消となる場合があります。

記載させて頂きましたリスクは、本取引に伴う一般的なリスクを簡潔に説明したものであり、お取引における一切のリスクを洩れなく示したものではありません。

お取引の開始については、取引の仕組みおよびリスクについて十分ご理解頂きますようお願い申し上げます。

1. 本取引の概要

取引の方法

当社が取り扱う本取引は、インターネット専用のサービスであり、取引の方法は以下の通りです。

① 取扱商品

NY 金、WTI 原油、金 スポット等 33 銘柄です。(2012/4/18 時点)

注) 取扱商品は、予告なく増減することがあります。

② 売買単位

売買単位は 1 枚単位です。

③ スプレッド (買値と売値の差額)

本取引では、各商品 CFD ごとに、当社が提示した売値 (ASK) と買値 (BID) を同時に提示し、お客様は当社が提示した売値 (ASK) で買付け、同買値 (BID) で売付けることができます。当社が提示する売値 (ASK) は、常に買値 (BID) よりも高くなっています。

④ 建玉の決済

保有建玉に対する反対売買が約定した場合、建玉の決済となります。従って、両建 (りょうだて) は行えません。

⑤ 建玉の制限 (保有できる建玉の上限)

建玉の制限は、原則、定めません。しかし、やむを得ない事由により、建玉の制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく新規建玉の停止や強制的に建玉を決済することで制限させていただく場合がございます。

⑥ ロールオーバー後の金利調整額 (オーバーナイト金利) の発生

「貴金属スポット商品」とは、決済期限がない貴金属の現物価格等を指標として組成した銘柄であり、建玉を翌日以降保有し続けた場合、金利の受け払いが発生します。これが金利調整額 (オーバーナイト金利) です。対象銘柄は「金 スポット」、「銀 スポット」、「ミニ金・銀スポット」「金・銀スポット/円建て」の 6 銘柄です。

対象商品を買付された場合には、金利調整額の支払いが発生し、また、売付をされた場合には金利調整額を受け取ることができますが、以下の条件の場合は、売付された場合でも金利調整額を受け取ることができませんのでご注意ください。

以下、計算例を記述していますのでご参考にしてください。

対象通貨の指標金利 LIBOR (London Inter-Bank Offered Rate の頭文字をとったもので、「ライボー」と読みます。ロンドン銀行間出し手金利であり、銀行間において短期の資金を貸し出す際の金利を表しています。) を基準に当社設定の金利を加減し計算され、世界標準時 (GMT) の 22 時ごろ (日本時間の午前 7 時ごろ) に日々支払い、受け取りが行われます。

≪ 金利調整額の受払い計算例 ≫

【売建玉の場合】

計算式	[(建玉数量×価格×取引単位) × (LIBOR -3%)] ÷ 360 × 為替レート	
計算例①	前提条件	対象通貨の指標金利 (LIBOR) が 3%未満の場合 (LIBOR) 0.1196% (金スポット価格) 1280.0ドル (為替レート) 97.00円
	金利の <u>支払いは発生しません</u> 。 金利計算=[(1枚×1280.0×10) × (-0.028804)] ÷ 360 × 97.00 = <u>-99.341円/枚</u>	
計算例②	前提条件	対象通貨の指標金利 (LIBOR) が 3%以上の場合 (LIBOR) 5.555% (金スポット価格) 1280.0ドル (為替レート) 97.00円
	金利が <u>受取れます</u> 。 金利計算=[(1枚×1280.0×10) × (0.02555)] ÷ 360 × 97.00 = <u>88.119円/枚</u>	

【買建玉の場合】

計算式	[(建玉数量×価格×取引単位) × (LIBOR +3%)] ÷ 360 × 為替レート	
計算例	前提条件	(LIBOR) 0.1196% (金スポット価格) 1280.0ドル (為替レート) 97.00円
	金利の <u>支払いが発生します</u> 。 [(1枚×1280.0×10) × (0.031196)] ÷ 360 × 97.00 = <u>107.591円/枚</u>	

⑦ 「WTI原油 スポット」「ブレント原油 スポット」について

「WTI原油 スポット」「ブレント原油 スポット」は、商品先物取引所に上場している商品価格を指標とし、その指標に基づき価格を組成したスポット商品であるため、指標としている「WTI原油先物」「ブレント原油」の一番限(中心限月)が最終取引日となった場合には、限月交代による一番限の価格と次の限月の価格に差が生じるため価格調整を行います。また、「金 スポット」、「銀 スポット」「ミニ金・銀 スポット」のように現物価格を基に価格を組成しているスポット商品ではないため、金利調整額は発生しません。

≪ 価格調整額の計算 ≫

- ・スポット商品の価格調整は、「WTI原油先物」「ブレント原油」一番限最終取引日の前営業日に行われます。

例1) WTI原油 スポット (WTI原油先物価格を基に算出します。)

11月限最終取引日の前営業日 (NY時間の取引終了時点) の値段を基に調整を行います。

WTI 原油 7 月限	100.00 ドル
WTI 原油 8 月限	102.00 ドル

7 月限と 8 月限の値差は 2 ドル

2 ドル×100 倍×為替レート（100 円と仮定）=20,000 円が調整金額になります。

買い建玉を保有しているお客様は、実質証拠金から 20,000 円が差引かれ、

売り建玉を保有しているお客様は、実質証拠金に 20,000 円が加算されます。

⑧ 決済日（受渡日）

決済日（受渡日）は、取引日の翌々営業日（2 営業日目）となります。

決済日（受渡日）が取引日の翌々営業日となるため、出金（振替）を行う際は、取引最終日時をご確認の上、お手続きをしてください。取引（システム）画面上では、損益金が瞬時に反映されていますが、そのこと即、出金（振替）が可能な額ではありません。また、取引画面上の銭の単位のご出金（振替）は、行うことができませんのでご了承下さい。なお、時差の関係で日本時間では 3 営業日目になる場合があります。

例 1) 当日の NY 時間 15 時前に建玉を決済した場合▶翌々営業日（2 営業日目）に反映します。

10/6（火）NY 時間の 14 時 30 分（10/7（金）日本時間:3 時 30 分）に決済しました。

10/8（木）NY 時間の 15 時（10/9（金）日本時間:4 時）に受渡となります。

例 2) 当日の NY 時間 15 時過ぎに建玉を決済した場合▶3 営業日目に反映します。

10/6（火）NY 時間の 15 時 30 分（10/7（水）日本時間:4 時 30 分）に決済しました。

10/9（金）NY 時間の 15 時（10/10（土）日本時間:4 時）に受渡となります。

※原則、上述の対応となりますが、オペレーションの関係上、必ず、時間通りに損益金を各種報告書へ反映できるとは限りません。

⑨ 適用為替レート（コンバージョンレート）

決済取引における適用為替レートにつきましては、「取引明細報告書 兼 取引残高報告書」の「通貨交換レート」欄にてご確認いただくことができます。1 日 1 回の更新（毎営業日 NY 時間の 15 時頃のレートを適用し確定しています。したがって米国標準時間（冬時間）では日本時間の 5 時ごろ、夏時間では日本時間の 4 時ごろに確定しています。）のため、取引回数や取引時間帯により適用為替レートが変更することはありません。実際に決済した際の適用為替レートおよび為替適用後の差損益金については、「口座履歴報告書」でご確認いただくことができます。また、決済時に適用された為替レートによる「実質証拠金」「受入証拠金」を確認する場合は「簡易口座情報」を参照下さい。

※取引（システム）画面上では、常に最新の為替レートを適用し円貨計算を行っているため、取引（システム）画面上の「受入証拠金額」と各種報告書に記載されている「実質証拠金額」が異なる場合がございます。取引（システム）画面上による確認は、前記⑧でご説明しています通り、決済日の翌々営業日（日本時間の午前 8 時ごろ）に行ってください。

2. 本取引の手続き

ここでは、本取引の契約について基本的な手続きを説明します。

- ① 当社ホームページにて「事前交付書面」の提供について電磁的に交付を受けることに同意していただきます。「電磁的に交付を受ける」とは、当社が書面によりお客様へ提供するものではなく、お客様ご自身により Web 上で確認もしくはダウンロードしていただくことを指します。
- ② 「本取引 取引ガイド」、「商品 CFD 取引規程」および「商品 CFD マーケットインフォメーションシート」（以下「事前交付書面」といいます）をテキスト画面にて確認またはダウンロードしていただきご理解するまでお読みください。
- ③ 事前交付書面に関して理解度の確認をさせていただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。
- ④ 本取引の契約に際して、損失の発生などの危険性を了知した上で、口座開設を申込み、自己の判断と責任のもと取引を行うことについて同意していただきます。
- ⑤ ご本人様の属性情報を入力していただきます。特に、年齢、職業、年収、資産内容、投資可能資金額、投資経験、契約締結の目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご入力ください。なお、当社では、元本が欠損するおそれのある取引を希望しない方の口座開設はできません。
- ⑥ ご本人確認書類をご提出いただきます。本人確認書類としてご利用できるのは、運転免許証など当社が定める書類となります。詳細は、当社ホームページ <http://www.commodity.co.jp/> をご覧ください。
- ⑦ 口座開設の審査を行います。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。なお、当社では、口座開設をお断りする場合、その理由については開示いたしません。
- ⑧ 口座開設完了後は、当社ホームページより、取引システムにログインしていただきお取引いただけます。
- ⑨ お取引開始後、お申込時に入力いただいた事項に疑義が生じた場合、当社より必要な事項に対し照会をさせていただきます。また、照会により回答をいただけない場合や申込事項に虚偽があったものと当社が判断した場合には、お取引開始後であってもお客様の建玉をお客様の計算においてすべて決済させていただき、今後のお取引を停止させていただく場合がございます。

3. 証拠金について

証拠金の事前預託

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とします。

《証拠金の種類》

証拠金の種類	各種証拠金の説明
受入証拠金	お客様からお預かりしている証拠金の額
実質証拠金	実質証拠金=受入証拠金+評価損益
必要証拠金	取引する際に必要な証拠金額
	必要証拠金=取引枚数×取引価格×為替レート×取引単位÷レバレッジ
使用可能証拠金	使用可能証拠金=実質証拠金-必要証拠金
証拠金率	証拠金率=実質証拠金÷必要証拠金×100

ロスカットライン	<p>【①リアルタイムロスカット】証拠金率が25%以下に達した場合</p> <p>【②定時ロスカット】実質証拠金が必要証拠金を下回った場合</p> <p>注) 2011年6月27日の取引より従来のリアルタイムロスカットに関係なく日本時間の18時時点で実質証拠金が必要証拠金を下回った場合、自動的に全建玉の決済を実施します。</p>
出金(振替)可能額	<p>出金(振替)可能額</p> <p>= 受入証拠金 - 金融費用(金利調整額、オーバーナイト金利等) - 手数料</p> <p>- 確定損金(確定益の場合は+) - 評価損 - 必要証拠金</p>

必要証拠金の変動

本取引では、必要証拠金は一定額ではありません。必要証拠金を計算する際に各商品の価格を以って計算が行われるため、相場変動により必要証拠金が増減します。一般的に価格が上昇すれば必要証拠金の額が高くなり、価格が下落すれば、必要証拠金の額は低くなります。

必要証拠金について、注文の際に必要な証拠金額は、買い注文の場合は、「買」値段(売り注文の場合はその反対)で計算します。また、建玉の維持の際に必要な証拠金額は、買い建玉の場合は、「売」値段(売り建玉の場合はその反対)で計算します。

証拠金の追加差入れ

本取引では、原則として、マージンコールや追加証拠金の差入れにかかる請求はいたしません。お客さまご自身で口座状況を確認して下さい。

取扱い通貨

当社が取扱う証拠金は、現金(円のみ)となります。有価証券、外貨等で代用することはできません。

4. 取引手数料について

種別	取引手数料
NY 金 金 スポット ミニ金 スポット WTI 原油 WTI原油 スポット シカゴ コーン シカゴ 大豆等 計33銘柄	何枚お取引してもすべて無料です。

5. 注文について

本取引のご注文は、すべてインターネット経由で行っていただきます。システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法によりご発注いただくことはできません。本取引では、お客さまが同じ銘柄で同じ執行条件の注文を数回に分けて発注して約定

した場合、建玉の建値は約定ごとに表示され、特定の建玉を指定した決済が可能ですが、指定しない場合は古い建玉から決済されます。

保有建玉を超える数量の反対売買をした場合、保有していた建玉分は返済となり、超過分は新規に売り買い逆の建玉が建つこととなります。保有されている建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、約定数量分が保有建玉から減少します。

同じ銘柄の買建玉と売建玉の両方を保有する両建（りょうだて）はできません。注文画面では、新規建注文と返済注文を選択する項目はありません。保有建玉がない場合もしくは保有建玉と同じ売買区分の注文は新規建注文となり、保有建玉の反対の売買を入力すると返済（決済）注文となります。

海外の商品取引所に上場している商品を指標とした本取引においては、「返済（決済）期限」が設けられています。当該銘柄の建玉を保有し、返済期限までに決済をされなかった場合には各銘柄の清算値によって自動的に反対売買が行なわれます。そのため、返済期限を過ぎた銘柄については、ご自身で決済をすることが出来ませんのでご注意ください。なお、自動反対売買が行われる時間等については銘柄等により異なる為、決まった時間はありません。

6. 入金・出金・振替

入金

本取引口座へご入金される場合、以下の当社指定の銀行口座へお振込み下さい。また、毎営業日8時～翌4時までに当社でご入金の確認ができた金額については本取引口座へご入金反映され、お取引を行うことができます。

なお、当社振込銀行口座へのお振込み手数料は、お客様のご負担となります。

商品 CFD 振込銀行口座

銀行名：楽天銀行

支店名：サンバ支店

口座番号：(普)7003568

口座名義：ドットコモディティ株式会社

出金

NYにおいて夏時間採用時は日本時間の朝6時15分(土曜、日曜及び日本国内の祝日を除く)、冬時間(標準時間)採用時には、日本時間の朝7時15分(土曜、日曜及び日本国内の祝日を除く)を当日分の出金(振替)依頼の締切り時間とさせていただきます。出金を依頼する場合、締切り時間までに電子メールまたは電話により「顧客コード、氏名、出金(振替)金額、連絡先」をお伝え(電子メールの場合は記載して)ください。

出金可能額

受入証拠金・金融費用（金利調整額、オーバーナイト金利等）・手数料・確定損金(確定益の場合は+)・評価損・必要証拠金

受入証拠金から「金融費用、手数料、確定損金(確定益金の場合には加算します)、未決済建玉の評価損、必要証拠金」を差引いた金額の範囲内で、証拠金を出金することができます。また、未決済建玉の評価益は加算できません。

出金の場合は、出金依頼の締め切りを行った日の翌営業日(翌営業日が日本国内にて祝日の場合は翌々営業日)に事前に当社に登録いただいた銀行口座(当社国内商品先物取引口座をお持ちのお客様は国内商品先物取引口座にて登録された銀行口座、当社国内商品先物取引口座をお持ちでないお客様には本取引口座にお申込時に登録いただいた銀行口座)へお振込みします。なお、1円未満の銭単位の出金は行えません。必ず1円以上の出金の依頼をお願いします。

商品先物口座から本取引口座への証拠金振替

日本時間(土曜、日曜、祝日を除く)の15時30分を当日分の振替依頼の締め切り時間とさせていただきます。お客様は商品先物取引口座から振替手続きをシステムにより行っていただきます。締め切り時間までに受け付けました振替依頼については、同日中にシステム上の振替手続きが終了し、本取引口座へ振替額が反映され、お取引を行うことができます。

本取引口座から商品先物口座への証拠金振替

振替依頼の締め切りを行った日と同じ日に当社のシステム上の振替手続きが終了し、商品先物取引口座へ振替額が反映され、商品先物取引を行うことが可能です。なお、1円未満の銭単位の出金は行えません。必ず1円以上の振替の依頼をお願いします。

なお、振替を依頼できる金額は、受入証拠金から「金融費用、手数料、確定損金、未決済建玉の評価損、必要証拠金」を差引いた金額の範囲内となります。

注1) SPOT (スポット) 商品である「金 スポット」、「銀 スポット」、「ミニ金・銀 スポット」の買付けをされた場合には、金利調整額の支払が発生しますので、振替(出金)をする際には、金利調整額分を考慮して手続きを行うようお願いいたします。

注2) 本取引口座への振替を行うことができる金額は商品先物取引口座の「返還可能額」の範囲内とします。また、本取引口座から出金を行う場合、商品先物取引口座に不足証拠金請求等により出金ができないことがあります。

注3) 実際に出金(振替)される金額は、出金(振替)の依頼があった金額と当社による出金(振替)額の精査時における出金(振替)可能金額のいずれか少ない金額となります。

注4) NYの夏時間は、3月第2日曜日～11月の第1日曜日 それ以外の期間は、冬時間(標準時間)となります。

注5) 出金の際のお振込銀行口座の変更は、商品先物取引口座の取引規程に準じて行われるものとします。

7. 契約終了の事由

以下の事由等が発生した場合、当社の判断により、本取引契約を終了させていただく場合があります。

- ・お客様から利用解除の申し出があった場合
- ・取引が6ヶ月以上ない場合
- ・虚偽申告と判断した場合

- ・法令諸規則に違反した場合
- ・不公正な取引と判断した場合
- ・不正資金の流入と判断した場合
- ・不適格者と判断した場合
- ・反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があるとして当社が判断した場合
- ・疑わしい取引に該当する可能性があるとして当社が判断した場合
- ・社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断した場合

8. 租税の概要

個人のお客様が行う本取引の譲渡所得に係る利益は、雑所得として課税されます。給与収入金額が2,000万円以下で、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

なお、雑所得の合計が20万円以下であっても確定申告を要する場合があります。詳細につきましては、国税庁のホームページや最寄の税務署等にて直接ご確認下さい。

9. 本取引業における禁止行為について

商品先物取引法は、本取引を業とする商品先物業者に対し、以下のような不当な行為を禁止しています。

- ① 本取引に関し、個人であるお客様を相手方として本取引を行う場合において、当該お客様がその計算において行った本取引を決済した場合に当該お客様に生ずることとなる損失の額が当該お客様との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする本取引の決済を行うための十分な管理体制を整備していない状況にもかかわらず、本取引業を継続すること。
- ② 本取引に関し、個人であるお客様を相手方とする本取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、本取引業を継続すること。
- ③ 本取引に関し、個人であるお客様を相手方として本取引を行う場合において、当該本取引業者が当該お客様から預託を受けた証拠金等の額に当該本取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該本取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる損失の額を減じて得た額が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該お客様にその不足額を当該本取引業者に預託させることなく、当該本取引を行うこと。
- ④ 本取引に関し、個人であるお客様を相手方として本取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該本取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該お客様にその不足額を当該本取引業者に預託させることなく、当該本取引を行うこと。
- ⑤ 本取引に関し、個人であるお客様を相手方とし、又はお客様のために本取引行為を業として行う場合において、当該お客様に対し、当該お客様が行う本取引の売付け又は買付けその他に準ずる取引と対当する取引の勧誘その他これに類似する行為をすること。

- ⑥ 本取引に関し、個人であるお客様を相手方とし、又はお客様のために本取引行為を業として行う場合において、売付けの価格及び買付けの価格の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
- ⑦ 本取引に関し、個人であるお客様を相手方とし、又はお客様のために本取引行為を業として行う場合において、本取引業者がお客様の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該お客様に提示しないこと。

10. 当社の本取引業の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法第245条に基づき認可を受けている日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「店頭商品デリバティブ取引」（同条項5号）にあたり、お客様の注文を当社が提供する電子取引システムにより受注する方法により行います。

11. 当社の概要

商号等	ドットコモディティ株式会社（英文社名 Dot Commodity, Inc.） 代表取締役社長 舟田 仁 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第2721号 商品先物取引業者：農林水産省令22総合第1351号 経済産業省平成22・12・22商第6号
所在地	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-21-8 セラ51ビル6階
設立	2004年12月1日
資本金	18億9,999万円
主要株主	楽天株式会社、楽天証券株式会社
業務内容	金融商品取引業、商品先物取引業
取引参加者資格を有する取引所	株式会社東京商品取引所
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	【金融商品取引に係るもの】 特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター（FINMAC） 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00（祝日等を除く） 【商品先物取引に係るもの】 日本商品先物取引協会 相談センター 〒103-0016 東京都中央区小網町9-4 電話番号：03-3664-6243 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日等を除く）
連絡先	カスタマーサービス 0120-117-211（フリーコール）

お問い合わせについて

商品 CFD 取引に関してご不明な点があった場合には、カスタマーサービス（フリーコール：0120 - 117 - 211）までお問い合わせいただくか、当社ホームページ（<http://www.commodity.co.jp/>）をご欄下さい。

12. 個人情報の収集および利用目的

当社は、お客様の個人情報を不正な手段で収集することはありません。お客様の個人情報を収集する際には、当社ホームページへ掲載、展示会・セミナー受付での掲示等の適切な手段によって、利用目的を公表した上で収集することとします。お客様の個人情報は、ご本人の確認、口座開設審査、受託契約の締結、商品やサービスのご案内、業務上必要な範囲で利用することとします。

13. 本取引に関する主要な用語

本取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	投資可能資金額とは、「商品 CFD 取引の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品 CFD 取引において損失として許容できる金額です。従って、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品 CFD 取引の仕組みとリスクをよくご理解頂いた上で、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入下さい。なお、ご記入頂いた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせて頂く場合がありますのでご注意下さい。
成行注文	価格を指定しない注文。注文の入力後にレートの変動があった場合、約定を優先させて、その時点のレートで約定する「成行(マーケット)注文」と、注文が失効する「ダイレクト成行注文」があります。ダイレクト成行注文にはスリッページ機能があり、予め幅(ポイント)を設定しておく、注文発注後にレートが変動しても変動幅が指定した幅の範囲であれば、失効とならずに変動後のレートで約定させることができます。
指値注文	価格を指定する注文。買注文は「買値 (ASK)」未満で、売注文は「売値 (BID)」超で指定して下さい。
逆指値注文	「買値 (ASK)」が指定した価格以上になったら買う、または「売値 (BID)」が指定した価格以下になったら売る注文。買注文は「買値 (ASK)」超で、売注文は「売値 (BID)」未満で指定して下さい。
トレール注文	逆指値注文に値幅指定機能を追加する注文。逆指値で価格指定をし、トレール指定で現在値(買注文では「買値 (ASK)」、売注文では「売値 (BID)」)からの値幅を指定します。

OCO 注文	2 つの注文を出しておき、一方が約定すると、もう一方が取消される注文。(One side done, then Cancel the Other の略)「注文種類」欄で「OCO」を選択し、2 つの注文を入力して下さい。
連続注文	<p>予め入力した注文が約定した後、自動的に予約注文が執行される注文。IFD (IF DONE) 注文と IFO 注文 (IFD と OCO の組み合わせ) があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFD 注文とは、原注文と予約注文を同時に発注する注文。原注文が約定した後、予め入力した予約注文を執行します。原注文を入力後、予約注文を入力します。 ・IFO 注文とは、IFD と OCO の組み合わせた注文。原注文を発注するときに同時に 2 つの予約注文が発注され、原注文が約定すると 2 つの予約注文が執行され、一方の予約注文が約定するともう一方の予約注文が取り消されます。
ツーウェイ プライス	売値 (BID) と買値 (ASK) の両方を同時に提示する 2 つの提示 価格。その提示価格で取引すると安い価格がおお客様の売値 (BID)、高い価格がおお客様の買値 (ASK) となります。
アスク (ASK)	価格を提示する際の売値。売り気配、オファーともいいます
ビッド (BID)	価格を提示する際の買値。買い気配ともいいます。
スプレッド	価格を提示した際の売値 (BID) ・買値 (ASK) の価格差。この差が大きいとお客様にとって不利といえます。
ロスカット	<p>価格変動により、各社が決めた証拠金のある一定の割合を超えて損失が発生した場合に任意でおお客様の建玉の全部を決済することをいいます。</p> <p>(リアルタイムロスカット) また、2011 年 7 月 1 日より商先法施行規則第 103 条第 1 項 20 号に基づきリアルタイムロスカットに加え、定時ロスカットを適用することと致しました。当社では 2011 年 6 月 27 日より定時ロスカットの適用を開始します。なお、ロスカットによる損益はすべてお客様に帰属します。</p>

ドットコモディティ株式会社

代表取締役社長 舟田 仁

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6 階

サービス・取引ルール・画面操作・口座開設その他に関するお問い合わせ

カスタマーサービス : 0120-117-211 (フリーコール)

メールアドレス : customer@commodity.co.jp